

個人情報保護に関する研修会(記録)

講師：中本 勝 弁護士（あすか法律事務所）

資料：「個人情報保護法」総務省 パンフレット

<http://www.hirosaki-u.ac.jp/privacy/brochure.pdf>

記録：附属中等教育学校（アンダーラインは記録者による）

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が平成 17 年 4 月に施行された。

奈良県個人情報保護審議会の委員をやっている。施行後の運用状況を見、改正すべきところは改正するという事でやってきた。国の法律と先にできた条例との整合性をどうするか難しい審議をやってきた。

個人情報保護を知らないわけでないのに、話をする事になった。適任者は誰もいない。法律そのものが読んでもわからない難しいものになっている。

個人情報保護法は、難産につく難産で生まれたものであり、継続審議が続いた。155 国会で徹底的に審議されたが廃案になった。平成 15 年に何とか成立させたいと、改正案をつくり、やっと 15 年に成立した。

一番のポイントは、民間の事業者が 5000 件以上の情報を扱う人が対象になる。活動に対する国家による規制ではないかと、マスコミから徹底的抵抗があった。

結論としては、先生方も個人情報を取り扱っている。それは非常に大事なものである。取り扱いには注意しないといけない ということを知ってもらったらい。

百回言ってもうるさいと思われるだけなので、法の制度をお話したうえで記憶にとどめてもらえたらと思う。

（資料 p2）

「個人情報」とは何か？

書いてあるとおり。生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日などにより、個人が誰であるかを識別することができる情報をいう。

膨大な個人情報を持っており、持っている情報は今後増大する。適正な取り扱いをしましょうというのが法の趣旨である。

電子媒体に記録されたものだけでなく、日ごろの文書で書かれている個人情報もみんな含まれる。保護法案の対象として全部含まれる。

（資料 p4）個人情報の適正な取扱

個人情報に対し、どのようにしていくか - 適正な取り扱いをするためのルール



保有の制限：

目的の達成に必要な範囲で保有する。

利用目的の明示：

目的を常に明確にする。

適正な取得：

本人から集めることが原則。どういう目的で情報を集めるかを相手に示さないといけない。裏返していうと、偽りその他不正な手段で取得してはいけない。

利用及び提供の制限：

利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはならない。

いっぱい例外がある。

本人の同意があるとき・本人に提供するとき

独立行政法人等の内部での目的外利用で「相当な理由」のあるとき

行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人への目的外提供で「相当な理由」があるとき

行政機関等以外の者への目的外提供で「特別の理由」のあるとき

- ・ 相当な理由 特別な理由 腑に落ちるようなことは書いていない。

千差万別どころか、ありとあらゆるいろんな目的でいろんな個人情報がある。「この場合は相当性がある」などということは、いくら法律を読んでもわからない。

相当な理由と特別な理由の違いは、この法律を読んでも書いてない。解説書を読んでも知りたいことは書いてある本などない。解説書というのは、制定に携わった役人や学者が書いているものしかない。どの本を読んでも同じようなことが書かれている。

第三者に提供するときはよほど慎重にやってもらったらよい

重要なこと：

保有している個人情報を安全に管理し、漏洩その他の防止に必要な措置を講じなければならない。罰則規定がある。皆さんも罰則規定の対象になる。

最初の保護法ではこうした罰則規定は考えられていなかった。もし違反があった場合には、国家公務員法の適用をうけることを前提に当初の法案はなっていた。いろいろな一般の事業者に規制しながら、自身には何も無いのかという反対があった。この法律の違反ということで定められた。

(資料 p 5)

個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報ファイルを正当な理由なく提供する行為

(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

業務に関して知り得た保有個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を、職権を濫用して、専ら職務の用以外の用で収集する行為(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)



2つめは、考えようによってはかなりきつい。注意してもらってよいもの。

3つめは、われわれ昔からの刑法、刑事事件を扱っていた感覚からすると、非常に重罰である。全体として重罰化の流れはあるが、こんなものが1年以下の懲役、50万円以下の罰金。気をつけてほしい。

個人的興味を満たす目的で個人情報を濫用する場合 先生方は教育、研究に携わる中で、教育、研究の目的で収集することはありうる。それで罰というのは・・・。

個人の判断でセーフ、アウトという判断でなく、例外の2番目「内部での目的外利用で相当性があればよい」と考える余地もある。自身の判断で、この目的でやるのだから大丈夫とやると、3番目の項目でいちゃもんをつけられることがある。

(資料 p6)

電算処理ファイル及びマニュアル処理ファイルの“あらし”を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければならない

「個人情報ファイル簿」は、各独立行政法人等の窓口で閲覧に供されるほか、各独立行政法人等のホームページに掲載される。

どのようにファイルを作成し、保存するか。 どこに何があるかわからない状況でなく、個人情報ごとのファイル簿を作成し、公表しましょうというのが、今回の法律。

考えてみればおかしな話。

情報は大事 情報に経済的価値がある。価値に着目して不正にアクセスする人がある。

重要な情報をファイル簿にして管理しましょう。ファイル簿にして公表しましょう。

「こういうものがありますよ、ターゲットがここにありますよ」ということを公表していることになる。こういう情報を盗んではいけませんよといっているようなもの。

ちゃんと管理してやっていくためには、こういうシステムしかないのかもしれないが、痛し痒しである。

(資料 p7) 本人関与の仕組み

開示請求制度

誰でも、独立行政法人等が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができる。独立行政法人等は、不開示情報を除いて、開示しなければならない。

訂正請求制度

誰でも、開示を受けた個人情報について、内容が事実でないと思うときは、訂正を請求することができる。独立行政法人等は、請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行わなければならない。

利用停止請求制度

誰でも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、利用の停止等を請求することができる。

独立行政法人等は、請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行わなければならない。

不開示などの決定に対する不服申立て

不開示などの決定に不服がある者は、行政不服審査法による不服申立てを行うことができる。

本人が自分の情報がどうなっているのか、法人に対し見せてくださいという権利を認めた。
認められた根拠 自己についての情報のコントロール権。自分についての情報が間違っていた場合、それを前提に事業が進んでいくことを防止するため、開示請求ができる。事実でなければ訂正請求が個人の権利としてできる。

もともとの情報収集が違反している、使用の仕方が間違っている場合には、個人に利用停止請求が認められている。

開示請求があれば、開示すべきか 原則は、開示義務あり。開示しなくてもよい例外がいっぱいある。事例の積み重ねで基準を決めていくしかない。

いわゆる情報公開法・個人情報保護法が対置されて議論されるが、情報公開に関しては、興味あることについて、開示請求ができる。個人情報に対しての開示請求は自己情報に限られる。情報公開のときのように、いろいろな事例がぼんぼん出てくることは考えにくいかなと思う。出てこないとは限らない。とくに、国立大学法人奈良女子大の附属となれば、教育の問題を扱っているので、自己情報についての開示請求はよその機関に比べかなり高いか。

原則開示だが、微妙な案件も近い将来出てくるかもしれない。

法の趣旨は以上である。この先どうなっていくのかいろんなところで言われる。講演、勉強会などあちこちでもたれ、過剰に反応されていると思うことがある。

ある大学教授との話：

学内で放送で呼び出すのはいけない。個人情報保護の観点から問題がある。

学籍番号で呼ぶことになった。誰も来ない。来なければ、個別に電話連絡などをしないと行けない。事務量がすごく多くなる。どうしましょうとなり、名前で呼ぶことに戻した。

定期試験があり、追試をとった。追試を受ける必要のある人は、張り出す。

個人情報保護上問題ありとなり、個別に通知した。学籍番号でやった。知らないで追試を受けない人が出てきたり、事務局からの事務量が耐えられないものになった。戻すかどうかを議論することになっている。

馬鹿げているなという気がするが・・・

追試を受ける人の名前を張り出すことは、問題ないと思う。

根拠：当該試験を選択し、試験を受ける段階で追試の必要がある場合は、相当な方法で知らせてもらってよいという同意があると考えてよいと個人的には思う。

過剰反応の例：

音楽発表会のプログラムに名前が書いてあるのが個人情報で問題ではないかと聞かれたことあり。プログラムだけ持ち帰る人が絶無とはいえない。この人はバイオリンをやっているなど、プログラムから見れば明らかになる。楽器屋にもっていけば経済価値がないわけではないが、そこまでいくのはいきすぎと思う。発表会に出る プログラムに出ることの同意の範囲内に含まれると判断するのが相当ではないか。

こういう議論をしなくてはならないのが難しい世の中になったと思う。

< 質疑応答 >

Q1 :

民事上のリスクについて、1件 15000 円といわれたことがある。民事上のリスクについてもう少し聞きたい。

生徒への連絡網について。連絡網の工夫は？同意を得たらよいと考えるがどうか。

テストは持ち出し可と決めたが、いかがか。

A1 :

管理について、第三者から不正にアクセスされる可能性はありうる。情報に価値がある。経済的価値がある。あればあるほど、不正にアクセスしようとする動機が高まる。

本気で悪いことをしようとする者がいれば、防止することは不可能。本気で学内の情報を何とかしたいと思う者がいれば防ぎようがない。しかし、そんな人は世の中いないでしょう。

管理していて、どんなやられ方をしたかが問題になってくる。校内で採点すればよいが、自宅で採点することもある程度やむをえない、相当性がある。

家に持ち帰ることに問題があるのでなく、暴漢に襲われてとられるのと、パチンコをやって車上狙いに遭い、とられるのでは雲泥の差がある。

どういう形で起こるかはわからない。起こったときに、説明のつくような不幸な結果に。そのあたりを十分判断してほしい。

民事上の賠償責任がどの程度かは、適正・正當に管理していたかどうにかかわってくる。結果としてやられたというのと、管理に落ち度があるのでは変わってくる。

組織として、ある先生が意図的に刑罰法規に該当する行為があった場合、どんな賠償責任を負うかは、どのように普段管理していたかにかかわる。職員の犯罪行為で被害が発生した場合は、賠償義務はまぬかれない可能性大。

相場はまだまだ形成されないのではないか。流出した情報 1 件当たりいくらという相場の決め方をされるとも思わない。この種の情報で、こういう管理形態のとき、こういう形で個人情報不正に使われた というような類型化がなされ、事案の類型ごとになんらかの相場形成がなされる可能性がある。

Q2 :

追試の名前掲示に関して質問。追試の成績をクラスの中で掲示、連絡黒板に掲示するのはだめと思うが、雑巾未提出者と書くのもだめなのか？

卒業者名簿をつくるときの取り扱いに関する知恵が拝借できればありがたい。歯抜けで作ることには価値がない。ジレンマがある。



A2 :

雑巾について、個人的見解の域だが。雑巾未提出者を教室内にはるのはOK。正門前なら×。適切な処置ということで、校長室の前、教室外は相当性がない。見せしめになる。

卒業生名簿については、世の中どうなるのかと興味を持っている。卒業年度で、フルコースで名前、住所、進路先、会社、電話などがある。どれについてはOK、どれについてはノーと、本人に個別に確認する作業が必要になってくる。ノーというアピールがなければフルコースにしますよ という言い方をするのか・・ひとつのテクニック。どちらに誘導したいか 作成するほうの意図で誘導の仕方があると思う。本人の了解を得ていただくというスタイルにする必要がある。

成績の名前を張り出すことはないのか？昔は学年で半分まで名前が載っていた。そうでないなら心配ない。

Q3 :

研究誌に個人が特定できる写真などの掲載がある。個人・保護者の了解をとってから載せる必要があるのか。年度始めに了解を取って同意が得られたらOKか。

A3 :

難しい。どの程度の特定のしかたか個別の写真による。概略的な最初の説明で異議が述べられなかったということですのでOKになるかということ、それはないと考えたほうがよい。

正面からバチッと来ている写真は、個別に本人の了解を取ったほうがよい。

週刊誌の表紙などで、入試の発表時、塾で真剣に取り組んでいる姿の写真は個別に必要なと思う。

(『学習研究』を見て)出された資料に関しては、不要だろう。個別の同意が必要なほどに、特定されていないと理解する。インパクトを意識した画像は個別に同意を得たらよいと思う。

個人にスポットを当てたと感じられない。そこまで個人の同意は必要ないかと思う。具体的には、特定個人に焦点を当てた場合は同意を取るほうがよい。